資 料 ３

　資料２で整理した事項及び第２回会議で整理した事項を、方向性（事務局案）として次のとおりまとめた。

【条例見直し内容の方向性（事務局案）】まとめ

１　共生社会の実現に向けたさらなる記述（理念規定の追記の検討）

条例では現在、主に第１条（目的）、第５条（県民の責務）、第７条（施策の基本方針）、第８条（障がい者等の意見の反映）において、共生社会や「心のバリアフリー」、当事者参加等に関わる内容について触れている。

また県が平成28年に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」では、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会（共生社会）の実現を目指している。

　　【見直しの方向性（案）】

　　・共生社会の理念を明確化するため、理念規定の追記を検討する（第１条）

２　バリアフリーに関する教育や理解促進の一層の推進

バリアフリーの街づくりに向けて、より一層の推進が求められる。

また、第１回見直し検討会議において、近年、バリアフリー教育が以前よりおろそかになっているのではないかという意見があった。

　　【見直しの方向性（案）】

　　・第５条(県民の責務)、第７条(施策の基本方針)、第８条(障がい者等の意見の反映)等に基づく施策としてバリアフリーに関する教育の充実を図ることや、１の理念規定の追記検討と合わせた検討を行う。

３　施設の円滑な利用に向けて

条例では、県民・事業者等に対して、安全・快適な利用への協力や配慮した整備等が努力義務となっている(第４条の２、第５条の２)。

今後、関係法令とも調和を図りつつ、円滑な施設利用を可能にするため、施設整備を基礎としたうえで、整備状況や個別の事例に合わせて必要な配慮の推進を図る。

【見直しの方向性（案）】

・条例では既に、県民・事業者等に対して、安全・快適な利用への協力や配慮した整備等が努力義務となっているが、「施設の円滑な利用のための支援の提供」という観点から、追記の必要性の検討や、望ましい対応について整備ガイドブックへの記載を検討する(第４条の２、第５条の２等)

・また、公共的施設整備の事前協議の際、事業者が書面提出する内容に、ハード面の施設整備を補うために、その施設の管理運営に当たって提供しようとしている支援や配慮の内容を追加して記載することを検討する。

４　情報バリアフリー、アクセシビリティ、災害時対応等

第１回見直し検討会議において、聴覚障がい者や視覚障がい者等への情報のバリアフリー、アクセシビリティ向上や災害時対応の必要性等についてご意見をいただいた。また、認知症や発達障がいへの対応の必要性等もご意見をいただいたところである。

全体としては、障がい者施策や災害対策、また情報化施策や高齢者施策等として対応していく内容が多いと考えているが、条例においては、公共的施設の整備や利用に関して必要となる内容等について検討を行う。

　　【見直しの方向性（案）】

　　・情報アクセシビリティや、災害時対応に関して

公共的施設の整備や利用に際して、用意することが望ましい情報設備や災害時に円滑な避難誘導・情報提供が可能な設備等について、整備ガイドブックへの記載検討等を行う。（情報関係設備や避難設備等における望ましい水準等の再検討）

・また、課題提起事項を含め、施設の円滑な利用に向けて、必要な設備の利用及びそのための支援の提供が円滑になされるよう、条例において追記の必要性の検討や、整備ガイドブックへの記載等を検討する。（第４条の２、第５条の２等）

・認知症や発達障がいへの対応について、現在、整備ガイドブックにおいては、高齢や障がいなどの各特性に応じて求められる配慮や整備において留意すべき事項を掲載しており、内容の加筆・追記を検討する。

* その他、必要に応じ、条例等において、関係法令の改正に伴う規定の整理等を行うことを検討する。

県関連施策の関連部署との連携や、整備ガイドブック等のマニュアルの充実、市町村施策への展開等により、県内における望ましいバリアフリーの街づくりに向けて、関係機関と連携して一体的・総合的な推進を図っていく。

５　施設整備に係る効果的な計画方法の検討

第２回見直し検討会議において、設計者だけでなく障がい当事者等を含めた設計方法の重要性について意見があった。真に利用しやすい施設の整備に向け、効果的な方法の検討の必要がある。

　　【見直しの方向性（案）】

　　・施設整備において当事者の意見を取り入れるための施策・仕組み作りの検討

　　・優良事例の紹介等

６　条例遵守率の向上に向けた取組

　　　条例遵守率が依然として低い状況が続いているが、事前協議にあたっては、「事前協議書提出の段階で、適合を目指すかどうか、協議者側で明確に方針が決まっている場合が多く、適合を目指さない場合は指導をしても受け入れられない」という意見が土木事務所から挙がっている。遵守率の向上に向け、設計当初から適合を目指してもらうよう、協議者の意欲を高めておく必要がある。

　　　また、地域における面的・一体的なバリアフリー化の推進として、バリアフリー法における市町村の基本構想に基づく重点整備地区内における条例の遵守を市町村により強く働きかける等、バリアフリー法と条例の連携策について検討することも、遵守率向上の一助になると考えられる。

　【見直しの方向性（案）】

・整備計画の当初から適合施設を目指して計画してもらうため、適合・遵守への動機づけや理解促進、意識向上施策について検討する。

・バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区内における法と条例の連携策について検討する。

７　整備基準・運用の見直し検討

　　　整備を進めるにあたっての課題等を考慮し、基準や運用の見直しが必要と判断される事項について、検討する必要がある。

【見直しの方向性（案）】

・整備を進めるうえでの実情や個別の課題を考慮し、十分なバリアフリー対応が確保されることを前提として、必要に応じた規則（整備基準）の見直しを検討する。（適合率を上げることを目的とした整備基準の操作を行うことはしない。）

* 見直し項目及び内容の詳細については、見直し検討会議後に別途立ち上げる、整備基準見直し会議において、条例見直し検討会議で整備基準やガイドブック等で対応することと整理したものや、実際に窓口で条例に基づく対応を行っている各土木事務所や特定行政庁等との会議等も踏まえて、検討を行う。
* なお、各土木事務所等から現時点で寄せられている主な課題・内容は次の通り

　　　　・傾斜路及び階段の「識別しやすさ（明度差等）」のより具体的な基準設定について

・既存の戸建て住宅を用途変更して設置される「福祉施設」取扱について

　　・エレベーターの制御装置における非接触ボタン等について

　　　　　他、浴室・シャワー室、休憩場所等についての意見等もあり

※　また、検討にあたっては、下記事項等も考慮するものとする。

（１）公共的施設等

ア　宿泊施設の客室

　　　　　　バリアフリー法施行令の改正（H30）により、宿泊施設における車椅子使用者用客室の設置基準が県の整備基準と同程度となったが、「一般客室のバリアフリー化」について、より積極的な取組みが望まれている。

　　　　イ　公共交通機関の整備基準

平成29年度に公共交通移動等円滑化基準（省令）及び整備ガイドラインが改正されている。

　　ウ　その他

令和２年度の建築設計標準標準改正に伴う多機能トイレの機能分散化等　の扱い

（２）道路・公園

道路・公園についても、必要に応じて改正を検討する。